

保育提供体制の確保のための実施計画について

○ 保育政策の新たな方向性

- ・ 国は、令和 6 年 12 月に、保育政策の方向性を、これまで進めてきた待機児童対策を中心とした「量の拡大」から令和 7 年度以降は「質の向上」へ転換することを示した。
- ・ 大竹市では、地域で必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会を目指す本方向性に基づき、「保育提供体制の確保のための実施計画」（以下「実施計画」という。）を作成・国へ提出し、引き続き必要な財政支援（補助金）を希望する。
- ・ 令和 8 年度から、財政支援を希望する自治体は、実施計画を国に提出する際に、各自治体の地方版子ども・子育て会議等で内容の承認（事後承認も可）が必要となった。

**令和 8 年 2 月 9 日付けで提出した実施計画について承認をお願いするもの
（提出 1 回目：2 月 9 日、提出 2 回目：5 月 25 日）**

○ 保育提供体制の確保のための実施計画

令和 7 年度以降の保育需要と提供体制（資料 2－1、2－2）

【作成にあたっての考え方】

令和 11 年度までの各年度の「①就学前児童数」・「②申込者数（保育ニーズ）」を人口動態や就業状況等により年齢区分ごとに適切に見込み、「②申込者数（保育ニーズ）」に対応する「利用定員数（整備量）」を確保できる 5 か年の全体計画を策定する。

○ 保育の需要と提供体制における課題

今年度受けたい採択種類（資料 3）

保育人材不足や多様化する保育ニーズへの対応、持続可能な保育施設運営支援の観点から、以下の事業を継続して実施する計画とした。

【保育士宿舍借り上げ支援事業】

保育士の宿舍の借り上げを行う事業者に対する 1 人あたり最大月 82,000 円の補助。令和 8 年度は 1 施設 4 人の利用（総事業費 2,064 千円（4 人×1 人あたり 43,000 円×12 か月））を見込んでおり、2 分の 1 に相当する 1,032 千円の国の財政支援を希望する。